



保医発 0529 第 1 号
令和 6 年 5 月 29 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
(公 印 省 略)

「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の
留意事項等について（通知）」の一部改正について

「「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」の一部改正について」（令和 6 年 5 月 29 日付け保発 0529 第 4 号）が通知され、明細書交付義務化対象施術所の範囲を拡大し、長期・頻回受療に係る適正化を図ることとなり、これらの取扱いについて、「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等について（通知）」（平成 9 年 4 月 17 日付け保険発第 57 号厚生省保険局医療課長通知）の一部を別紙のとおり改正し、令和 6 年 10 月 1 日以降の施術分から適用することとしたので、貴管下の関係者に周知を図るとともに、円滑に取り扱われるよう御配慮願いたい。

○「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等について(通知)」(平成9年4月17日付け保険発第57号)

(傍線部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>別紙 柔道整復師の施術に係る算定基準の実施上の留意事項</p> <p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 その他の施術料 1～3 (略) 4 その他の事項 (1)～(3) (略) (4) <u>長期・頻回の施術の場合の算定方法</u> ア <u>長期に係る減額措置及び長期・頻回に係る減額措置について</u> は、各部位ごとにその初検日を含む月（ただし、初検の日が月の16日以降の場合にあっては当該月の翌月）から起算すること。 イ 部位ごとの算定の過程において1円未満の端数が生じた場合は、その都度小数点以下1桁目を四捨五入することにより端数処理を行うものとすること。 ウ <u>長期・頻回の施術については、所定料金の100分の50に相当する額と、所定料金の100分の75に相当する額との差額の範囲内に限り、所定料金の100分の50に相当する額により算定した額を超える金額の支払いを患者から受けることができる。</u> ただし、柔道整復師が扱う脱臼、打撲及び捻挫が国の公費負担医療制度の受給対象となる場合は、患者からの特別の料金の徴収については認められないものであること。 エ <u>患者から特別の料金を徴収しようとする場合は、患者への十分な情報提供を前提として、当該特別の料金に係る施術の内容、料金等を施術所内の見やすい場所に明示するものとすること。</u> オ <u>特別の料金の設定については、施術所単位で同一のものとし、例えば柔道整復師ごと、又は患者ごとに異なった料金の設定は行わないこと。</u></p>	<p>別紙 柔道整復師の施術に係る算定基準の実施上の留意事項</p> <p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 その他の施術料 1～3 (略) 4 その他の事項 (1)～(3) (略) (4) <u>長期施術の場合の算定方法</u> ア <u>長期に係る減額措置については、各部位ごとにその初検日を含む月（ただし、初検の日が月の16日以降の場合にあっては当該月の翌月）から起算するものとすること。</u> イ 部位ごとの算定の過程において1円未満の端数が生じた場合は、その都度小数点以下1桁目を四捨五入することにより端数処理を行うものとすること。 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

<p><u>カ 当該施術を行い、患者から特別の料金を徴収した場合は、その旨を施術録に記載しておくこと。</u></p> <p>(5)～(8) (略)</p> <p>(9) 明細書発行体制加算</p> <p>ア 明細書発行体制加算は、患者から一部負担金の支払いを受けるときは明細書を有償で交付する施術所である旨をあらかじめ地方厚生（支）局長に届け出た施術所以外の施術所において、明細書を無償で交付する旨を施術所内に掲示し、一部負担金の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を無償で患者に交付した場合に、令和6年10月1日以降の施術分から、算定できるものであること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 「柔道整復師の施術に係る療養費について（平成22年5月24日付け保発0524第2号）」別添1別紙の20又は別添2の20において明細書の無償交付が義務化されている施術所以外の施術所（以下「明細書交付義務化対象外施術所」という。）であつて、明細書を有償で交付する施術所は、速やかに、レセプトコンピュータ設置の有無及び当該レセプトコンピュータの明細書交付機能の有無並びに明細書を有償で交付する施術所である旨等について、別紙様式3の1Ⅱ（明細書有償交付の実施に関する届出）により施術所の所在地の地方厚生（支）局長に届け出ること。</p> <p>なお、当該届出を行った明細書交付義務化対象外施術所が、患者から一部負担金の支払いを受けるときに明細書の無償交付を開始するときは、明細書発行体制加算を算定する月の前月末日までに、その旨を別紙様式3の1Ⅲ（明細書無償交付の実施（変更）等に関する届出）により施術所の所在地の地方厚生（支）局長に届け出ること。</p>	<p>(新設)</p> <p>(5)～(8) (略)</p> <p>(9) 明細書発行体制加算</p> <p>ア 明細書発行体制加算は、患者から一部負担金の支払いを受けるときは明細書を無償で交付する施術所である旨を別紙様式3により、明細書発行体制加算を算定する月の前月末日までに、施術所の所在地の地方厚生（支）局長に届け出た施術所において、明細書を無償で交付する旨を施術所内に掲示し、一部負担金の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を無償で患者に交付した場合に、令和4年10月1日以降の施術分から、算定できるものであること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ アの届出を行った施術所が、患者から一部負担金の支払いを受けるときに明細書を無償で交付する施術所ではなくなりた場合は、速やかに、その旨を別紙様式4により施術所の所在地の地方厚生（支）局長に届け出ること。</p>
---	--

エ 厚生労働省においては、ウの別紙様式3の1Ⅱの届出に基づき、届出が行われた日の属する月の翌月10日頃までに、明細書を有償で交付する施術所名、届出日、所在地、電話番号、施術管理者名、施術管理者登録記号番号を厚生労働省のホームページに掲載する。

なお、ウの別紙様式3の1Ⅲの届出に基づき、患者から一部負担金の支払いを受けるときに明細書の無償交付を開始するときは、届出が行われた日の属する月の翌月10日頃までに厚生労働省のホームページから当該施術所名等を削除する。

第6～第8 (略)

エ 厚生労働省においては、ア及びウの届出に基づき、届出が行われた日の属する月の翌月10日頃までに、明細書を無償で交付する施術所名、届出日、所在地、電話番号、施術管理者名、施術管理者登録記号番号を厚生労働省のホームページに掲載する。

第6～第8 (略)

(別紙様式1)・(別紙様式2)(略)

(令和6年9月1日削除)

(別紙様式1)・(別紙様式2)(略)

(別紙様式3)

明細書無償交付の実施施術所に係る届出書

令和 年 月 日

施術所名 _____
施術所の所在地 _____
電話番号 _____
施術管理者名 _____
登録記号番号 _____

〇〇厚生(支)局長様

(この届出書は、地方厚生(支)局(地方厚生(支)局が所在しない都府県にあっては地方厚生(支)局都府県事務所)へ提出してください。)

当施術所は、一部負担金の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を無償で交付することとしましたので、届け出ます。

なお、当施術所の状況は以下のとおりです。

1. 明細書の無償交付の該当状況(ア又はイに○を記載)
※ アでもイでも明細書発行体制加算の請求は可能です。

ア 明細書の無償交付義務化の対象施術所であり、明細書の無償交付を実施する。(注1)

イ 明細書の無償交付義務化の対象施術所ではないが、明細書の無償交付を実施する。(注2)

2. 施術所の状況

(1) 明細書発行機能が付与されているレセプトコンピュータの使用の有無(ア又はイに○を記載)

- ア 使用している
イ 使用していない

(2) 常勤職員の数
() 人

注1 明細書発行機能が付与されているレセプトコンピュータを使用している施術所であって、常勤職員(柔道整復師に限らず、事務職員等も含む。)が3人以上である施術所は、明細書を無償で交付しなければならないこととされています。

注2 注1に該当しない施術所であっても、施術所の判断により、明細書の無償交付を実施する施術所とすることができます。(この場合も、明細書発行体制加算を請求できます)

注3 施術所の状況に変化があった場合(例:常勤職員数の変更等)であっても、明細書の無償交付の実施を継続する場合は、変更の届出をする必要はありません。ただし、明細書の無償交付の実施を取りやめる場合は、「明細書無償交付の実施取りやめに係る届出書」(別紙様式4)を提出してください。

注4 保険給付を適切に実施するため、本届出書に基づき、明細書を無償で交付する施術所名、本届出書の届出日、所在地、電話番号、施術管理者名、施術管理者登録記号番号を厚生労働省ホームページに掲載します。

(削除)

(別紙様式4)

明細書無償交付の実施取りやめに係る届出書

令和 年 月 日

施術所名 _____
施術所の所在地 _____
電話番号 _____
施術管理者名 _____
登録記号番号 _____

〇〇厚生（支）局長 様

（この届出書は、地方厚生（支）局（地方厚生（支）局が所在しない都府県にあっては地方厚生（支）局都府県事務所）へ提出してください。）

当施術所は、明細書の無償交付を実施する施術所として届出をしていましたが、明細書の無償交付の実施を取りやめますので、届け出ます。

なお、当施術所の状況は以下のとおりです。

1. 明細書の無償交付の該当状況（ア又はイに○を記載）

ア 明細書の無償交付義務化の対象施術所であったが、義務化の対象施術所でなくなったので、明細書の無償交付の実施を取りやめる。（注1）

イ 明細書の無償交付義務化の対象施術所ではないものの、明細書の無償交付を実施していたが、明細書の無償交付の実施を取りやめる。（注2）

2. 施術所の状況

（1）明細書発行機能が付与されているレセプトコンピュータの使用の有無（ア又はイに○を記載）

- ア 使用している
イ 使用していない

（2）常勤職員の数

（ ）人

注1 明細書発行機能が付与されているレセプトコンピュータを使用している施術所であって、常勤職員（柔道整復師に限らず、事務職員等も含む。）が3人以上である施術所は、明細書を無償で交付しなければならないこととされています。

注2 注1に該当しない施術所であっても、施術所の判断により、明細書の無償交付を実施する施術所とすることができます。（この場合も、明細書発行体制加算を請求できます）

注3 保険給付を適切に実施するため、本届出書に基づき、明細書の無償交付を取りやめた施術所名、本届出書の届出日、所在地、電話番号、施術管理者名、施術管理者登録記号番号を厚生労働省ホームページに掲載します。

(表)

(別紙様式3の1)

明細書交付義務化対象外施術所に関する届出書

厚生（支）局長 様

この届出書は、地方厚生（支）局（地方厚生（支）局が所在しない都府県にあっては地方厚生（支）局都府県事務所）へ提出してください。（※Ⅰの記載は必須。Ⅱ又はⅢは、該当する届出にチェックのうえ該当選択）

I. 届出施術所の基本情報（※必須）

①施術所の名称			
②施術所の所在地	〒	—	都道府県 市区町村
③電話番号			
④施術管理者名			
⑤登録記号番号			

□ II. 明細書有償交付の実施に関する届出

当該届出に基づき、厚生労働省ホームページに明細書を有償で交付する施術所名等を掲載（明細書発行体制加算の算定及び請求はできない。）。

⑥明細書交付義務化対象外の理由（下記A又はイから選択）	A	I	
ア. レセプトコンピュータを設置していない施術所			
イ. 明細書交付機能が付与されていないレセプトコンピュータを設置している施術所			
⑦明細書交付方法（下記ウ～オから選択）	ウ	エ	オ
ウ. 明細書はレセプトコンピュータ以外の機器により交付（パソコン等）			
エ. 明細書は手書きにより交付			
オ. その他（上記ウ、及びエ、の混合により交付等を含む）			

□ III. 明細書無償交付の実施（変更）等に関する届出

当該届出に基づき、厚生労働省ホームページから施術所名等を削除（明細書の無償交付を開始する場合、届出日の翌月施術分から明細書発行体制加算の算定及び請求が可能となる。）。

⑧厚生労働省HPから施術所名等を削除する理由（下記A～Cから選択）	A	B	C
A. 明細書交付義務化対象外施術所（上記IIの届出を行った施術所）であるが、一部負担金の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を無償で交付することとしたため			
B. 明細書交付義務化対象外施術所（上記IIの届出を行った施術所）であるが、明細書交付義務化対象施術所（明細書交付機能が付与されたレセコンを設置）となるため			
C. 施術所の廃止等によるため			
⑨明細書交付方法（※上記Aに該当する場合、下記D～Fから選択）	D	E	F
D. 明細書はレセプトコンピュータ以外の機器により交付（パソコン等）			
E. 明細書は手書きにより交付			
F. その他（上記D、及びE、の混合により交付等を含む）			

上記のとおり届け出ます。

令和 年 月 日 施術管理者名 _____

(新設)

<p>別添</p> <p>施術録の記載・整備事項</p> <p>1 施術録の記載項目 (1)～(9) (略) (10) 施術明細 ①～③ (略) ④ <u>一部負担金、長期・頻回の特別の料金、長期・多部位の定額料金等、窓口徴収の金額は正確に記入すること。</u> ⑤ (略) (11)・(12) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>別添</p> <p>施術録の記載・整備事項</p> <p>1 施術録の記載項目 (1)～(9) (略) (10) 施術明細 ①～③ (略) ④ <u>一部負担金、長期・多部位の定額料金等、窓口徴収の金額は正確に記入すること。</u> ⑤ (略) (11)・(12) (略)</p> <p>2 (略)</p>
--	--

明細書交付義務化対象外施術所に関する届出書

厚生（支）局長 様

この届出書は、地方厚生（支）局（地方厚生（支）局が所在しない都府県にあっては地方厚生（支）局都府県事務所）へ提出してください。（※Iの記載は必須。II又はIIIは、該当する届出にチェックのうえ該当選択）

I. 届出施術所の基本情報（※必須）

①施術所の名称			
②施術所の所在地	〒 一	都道府県	市区町村
③電話番号			
④施術管理者名			
⑤登録記号番号			

□ II. 明細書有償交付の実施に関する届出

当該届出に基づき、厚生労働省ホームページに明細書を有償で交付する施術所名等を掲載（明細書発行体制加算の算定及び請求はできない。）。

⑥明細書交付義務化対象外の理由（下記ア又はイから選択）	ア	イ	
ア. レセプトコンピュータを設置していない施術所			
イ. 明細書交付機能が付与されていないレセプトコンピュータを設置している施術所			
⑦明細書交付方法（下記ウ～オから選択）	ウ	エ	オ
ウ. 明細書はレセプトコンピュータ以外の機器により交付（パソコン等）			
エ. 明細書は手書きにより交付			
オ. その他（上記ウ. 及びエ. の混合により交付等を含む）			

□ III. 明細書無償交付の実施（変更）等に関する届出

当該届出に基づき、厚生労働省ホームページから施術所名等を削除（明細書の無償交付を開始する場合、届出日の翌月施術分から明細書発行体制加算の算定及び請求が可能となる。）。

⑧厚生労働省HPから施術所名等を削除する理由（下記A～Cから選択）	A	B	C
A. 明細書交付義務化対象外施術所（上記IIの届出を行った施術所）であるが、一部負担金の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を無償で交付することとしたため			
B. 明細書交付義務化対象外施術所（上記IIの届出を行った施術所）であるが、明細書交付義務化対象施術所（明細書交付機能が付与されたレセコンを設置）となるため			
C. 施術所の廃止等によるため			
⑨明細書交付方法（※上記Aに該当する場合、下記D～Fから選択）	D	E	F
D. 明細書はレセプトコンピュータ以外の機器により交付（パソコン等）			
E. 明細書は手書きにより交付			
F. その他（上記D. 及びE. の混合により交付等を含む）			

上記のとおり届け出ます。

令和 年 月 日

施術管理者名

- 注1 明細書交付機能が付与されているレセプトコンピュータを設置している施術所は、明細書を無償で交付しなければならないこととされています（この場合、明細書発行体制加算を算定（請求）できます。）。
- 注2 上記、注1に該当しない施術所であっても、施術所の判断により、全ての患者に明細書の無償交付を実施する施術所とすることができます（この場合、明細書発行体制加算を算定（請求）できます。）。
- 注3 上記、注1又は注2に該当する施術所及び注2に該当し、患者の求めに応じ明細書を無償で交付する施術所は、地方厚生（支）局長への届出を提出する必要はありません。
- 注4 明細書交付機能が付与されているレセプトコンピュータを設置しておらず、明細書を有償で交付する施術所は、「Ⅱ. 明細書有償交付の実施に関する届出」を提出する必要があります。
- 注5 上記、注4の届出を行った施術所については、保険給付を適切に実施するため、当該届出内容に基づき、明細書を有償で交付する施術所名、施術所の所在地、電話番号、施術管理者名、施術管理者登録記号番号及び届出書の届出日を厚生労働省ホームページに掲載します。
- 注6 上記、注4の施術所届出内容に変更があった場合（例：アからイへの変更又はウ、エ及びオについて他交付方法への該当変更）であっても、明細書の有償交付の実施を継続する場合は、届出内容の変更届出を提出する必要はありません。
- 注7 上記、注4の届出を行った施術所が、明細書を無償で交付する場合又は施術所廃止等となる場合は、「Ⅲ. 明細書無償交付の実施（変更）等に関する届出」を提出する必要があります。当該届出を行った施術所については、上記、注5により厚生労働省ホームページに掲載している施術所名等を削除します。